

最低制限価格(最低制限基準価格)・調査基準価格の 計算式の改定について【建設工事】

令和 4 年 9 月

紀美野町企画管財課

建設工事の入札において設定している最低制限価格(最低制限基準価格)・調査基準価格について、令和 4 年 10 月 1 日以降に執行される入札を対象に、以下のとおり計算式を改定します。

最低制限価格(最低制限基準価格)・調査基準価格の計算式

最低制限基準価格は、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を準用し下記で得た合計額(1,000 円未満切捨て)とします。下記①から④については1 円未満切捨てとします。

【現行】

建設工事	建築工事(建築・電気設備・機械設備・外構等)
① 直接工事費の 97%	① (直接工事費の 90%) の 97%
② 共通仮設費の 90%	② 共通仮設費の 90%
③ 現場管理費の 90%	③ (現場管理費+直接工事費の 10%) の 90%
④ 一般管理費の 55%	④ 一般管理費の 55%



【令和 4 年 10 月 1 日以降】

建設工事	建築工事(建築・電気設備・機械設備・外構等)
① 直接工事費の 97%	① (直接工事費の 90%) の 97%
② 共通仮設費の 90%	② 共通仮設費の 90%
③ 現場管理費の 90%	③ (現場管理費+直接工事費の 10%) の 90%
④ 一般管理費の 68%	④ 一般管理費の 68%